

地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局における物品管理システム導入業務にかかる提案募集のお知らせ

地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局において物品管理システム導入業務を受託する事業者を選定するため、次のとおり募集します。

1 募集要項、仕様書、企画提案参加資格審査申請書等の配布及び提出期間並びに配布及び提出場所

(1) 配布及び提出期間

令和元年 5 月 21 日（火）から令和元年 6 月 3 日（月）までの午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時まで（ただし日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 配布及び提出場所

地方独立行政法人大阪府立病院機構本部事務局財産・経理グループ

〒541-8567 大阪府大阪市中央区大手前 3 丁目 1 番 69 号 TEL 06-6809-5436

2 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和元年 5 月 21 日（火）から令和元年 6 月 21 日（金）までの午前 10 時から正午及び午後 1 時から午後 4 時まで（ただし日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

1 (2) に同じ

(3) 受付方法

受付期間内に、募集要項に記載の提出書類を受付場所に直接持参すること。郵送する場合は、書留にて同条件で必着とすること。

3 応募資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

- エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項に掲げる者
 - ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第 3 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは企画提案代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公募の日から企画提案書等の提出の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。）の

不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格審査申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

- (7) 平成 31・32・33 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「システム企画・開発（種目コード 140）」に登録されている者であること。なお、その登録をされていない者で、本件企画提案に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目

総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

(TEL (06) 6944-6644)

イ 申請の方法

(7) 大阪府電子調達システム (<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>) において、必要な事項を入力し、送信すること。

(1) 添付書類は、郵送または持参すること。

ウ 申請期限

令和元年 6 月 3 日（月）午後 4 時

なお、添付書類は、同日（月）午後 4 時までに必着とすること。

エ その他

詳細は、イ (7) の大阪府電子調達システムの説明による。

(8) 平成 20 年 4 月 1 日からこの公募の日までに、物品管理システム導入に関する構築業務を請け負った実績のある者であること。

(9) プライバシーマークの認定を受けている、又は、これと同等の個人情報保護のマネジメントシステムを確立していること。

(10) 情報セキュリティの徹底を図る観点から、本業務を実施する組織・部署において、本業務の実施を適用範囲に含んだ ISMS（情報セキュリティ管理システム）について ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく認証を取得、又は、同水準のセキュリティ管理体制を確立していること。

4 選定方法

資格審査の上、別途設置する選定評価委員会で評価基準に基づく議を経て、最優秀者を選定する。

5 その他

詳細は、募集要項による。

6 問い合わせ先

1 (2) に同じ